

	細則の決定											
	3 同規則第4条の規定による休業日の決定又は変更										高等技術専門学校長	
	4 同規則第5条の規定による臨時の休業の決定										高等技術専門学校長	
	5 同規則第7条の規定による入校選考試験の実施										高等技術専門学校長	
	6 同規則第8条第1項の規定による入校の許可及び同条第2項の規定による入校許可の撤回										高等技術専門学校長	
	7 同規則第17条の規定による入寮の許可										高等技術専門学校長	
	8 同規則第19条の規定による退校の許可										高等技術専門学校長	
	9 同規則第20条の規定によるまご賞の実施										高等技術専門学校長	
	10 同規則第21条の規定による生徒に対する指示、訓告又は出席禁止の命令										高等技術専門学校長	
	11 同規則第22条の規定による退校の命令										高等技術専門学校長	
三十一 雇用 対策法（昭和41年法律第132号）に基づく知事の特例に属する事務	1 同法第8条の規定による職業補償金の支給											
三十二 職業 訓練委員 会規則（昭和39年高取県規則第4号）に基づく知事の特例に属する事務	1 同規則第6条の規定による職業訓練の委嘱契約の締結											
	2 同規則第6条の2第1項の規定による職業訓練委託契約の締結											
	3 同規則第11条第2項の規定による職業訓練の委嘱契約の変更又は解除の可否の決定											
	4 同規則第12条の規定による職業訓練の委嘱契約の変更又は解除											
	5 同規則第13条の規定による職業訓練委員の任命の命令											
	6 同規則第14条の規定による職業訓練委員の委嘱事業主に対する職業訓練の実施状況に関する報告の要求又は調査											
三十三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和63年法律第88号）に基づく知事の特例に属する事務	1 同法第46条の規定によるシルバー人材センターの指定及び準用する同法第24条第2項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地の公示											

	事務	2 同法第48条において準用する同法第24条第31項の規定によるシルバー人材センターの名称及び住所並びに事務所所在地の変更の届出の受理及び同法第41項に規定する当該事務員の公示											
		3 同法第48条において準用する同法第37条の規定によるシルバー人材センターに対する同法第17条に規定する業務に関する監督命令											
		4 同法第48条において準用する同法第43条の規定による指定の取消し及び当該事項の公示											
三十四	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和56年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による求職者である障害者についての調査の実施											
		2 同法第9条の12第11項の規定による障害者雇用支援センターの指定及び同法第21項の規定による名称及び住所並びに事務所所在地並びに当該指定に係る地域の公示											
		3 同法第9条の12第31項の規定による障害者雇用支援センターの名称及び住所並びに事務所所在地の変更の届出の受理及び同法第41項に規定する当該事務員の公示											
		4 同法第9条の16の規定による障害者雇用支援センター業務に関する監督命令											
		5 同法第9条の17第1項の規定による指定の取消し及び同法第21項の規定による当該事務員の公示											
		6 同法第9条の18の規定による障害者就業・生活支援センターの指定及び同法第9条の20において準用する同法第9条の12第21項の規定による名称及び住所並びに事務所所在地の公示											
		7 同法第9条の20において準用する同法第9条の12第31項の規定による障害者就業・生活支援センターの名称及び住所並びに事務所所在地の変更の届出の受理並びに同法第41項の規定による当該届出に係る事項の公示											
		8 同法第9条の20に											

	<p>おいて準用する同法第9条の16の規定による障害者就業・生活支援センターの業務に関する監督命令</p> <p>9 同法第9条の20において準用する同法第9条の17第11項の規定による指定の取消し及び同法第21項の規定によるその旨の公示</p>																		
三十五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	<p>1 同法第4条第1項の規定による改定計画の認定</p> <p>2 同法第5条第1項の規定による改定計画の変更の認定</p> <p>3 同法第5条第2項の規定による改定計画の認定の取消し（平成3年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務</p>																		
三十六 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第3号）に基づく知事の権限に属する事務	<p>1 同法第8条第1項の規定による改定計画の認定</p> <p>2 同法第9条第1項の規定による改定計画の変更の認定</p> <p>3 同法第9条第2項の規定による改定計画の認定の取消し</p>																		
三十七 その他	<p>1 労働関係及び労働情勢の調査及び報告</p>																		
産業振興戦略総室	<p>1 同法第5条第1項の規定による基本計画の作成</p> <p>2 同法第5条第1項の規定による基本計画の主要大臣への協議</p> <p>3 同法第5条第7項の規定による基本計画の公表</p> <p>4 同法第6条第1項の規定による基本計画の変更</p> <p>5 同法第6条第1項の規定による基本計画の変更に係る主要大臣への協議</p> <p>6 同法第6条第2項の規定による基本計画の重要な変更及び当該変更に係る主要大臣への届出</p> <p>7 同法第6条第3項において準用する同法第5条第7項の規定による基本計画の変更の公表</p> <p>8 同法第7条第1項の規定による地域産業活性化協議会の設置</p> <p>9 同法第7条第2項</p>																		

	の規定による事業計画変更協議会の構成員の追加									
	10 同法第7条第3項の規定による事業計画変更協議会を組織する旨の公表									
	11 同法第14条第3項の規定による企業立地計画の承認									
	12 同法第14条第4項の規定による企業立地計画の承認に係る関係行政首长への通知									
	13 同法第15条第2項の規定による企業立地計画の承認の取消し									
	14 同法第15条第3項において準用する同法第14条第3項の規定による企業立地計画の変更の承認									
	15 同法第15条第3項において準用する同法第14条第4項の規定による企業立地計画の変更承認に係る関係行政首长への通知									
	16 同法第16条第3項の規定による事業高度化計画の承認									
	17 同法第16条第4項の規定による事業高度化計画の承認に係る関係行政首长への通知									
	18 同法第17条第2項の規定による事業高度化計画の承認の取消し									
	19 同法第17条第3項において準用する同法第16条第3項の規定による事業高度化計画の変更の承認									
	20 同法第17条第3項において準用する同法第16条第4項の規定による事業高度化計画の変更承認に係る関係行政首长への通知									
	21 同法第23条の規定による企業立地計画及び事業高度化計画の実施状況の報告の徴収									
二 工場立地法（昭和54年法律第24号）に基づく知事の特許権に属する村長に委任したものを除く。）	1 同法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第11項の規定による届出の受理									
	2 同法第9条第11項又は第21項の規定による特定工場に関する報告									
	3 同法第10条第1項の規定による報告に係る事項の変更命令									

	4 同法第1条第2項の規定による期間の短縮																		
三 農林等或工業等導入促進法（昭和66年法律第112号）	1 同法第4条第1項の規定による基本計画の策定																		
	2 同法第5条第1項又は第2項の規定による実施計画の策定																		
	3 同法第5条第8項の規定による市町村からの協議に付する同意																		
四 低開閉地区工業開閉地区促進法（昭和66年法律第216号）	1 同法第2条第1項の規定による（低開閉地区）工業開閉地区の指定の申請																		
	2 同法第2条第6項の規定による（低開閉地区）工業開閉地区の指定解除又は区域変更の申請																		
五 中小企業による或産業集積を活性化し事業活動の足進に関する法律（平成19年法律第39号）	1 同法第4条第1項の規定による基本構想の作成																		
	2 同法第4条第1項の規定による基本構想の主務大臣への認定の申請																		
	3 同法第4条第5項の規定による基本構想の公表																		
	4 同法第5条第1項の規定による基本構想の変更																		
	5 同法第5条第1項の規定による基本構想の変更に係る主務大臣への認定の申請																		
	6 同法第5条第3項において準用する同法第4条第5項の規定による基本構想の変更の公表																		
	7 同法第6条第2項の規定による或産業集積所等事業計画の策定及び主務大臣への送付																		
	8 同法第7条第3項において準用する同法第6条第2項の規定による或産業集積所等事業計画の変更の策定及び主務大臣への送付																		
六 中小企業の新たな事業活動の足進に関する法律（平成11年法律第18号）	1 同法第8条第1項の規定による個人の新規中小企業者に係る事業開始後5年を経過してないことの認定																		
	2 同法第9条第3項の規定による経営革新計画の承認																		
	3 同法第10条第3項において準用する同法第9条第3項の規定による承認経営革新計画の承認																		

		新計画の変更の承認																		
		4 同法第10条第2項の規定による承認等																		
		5 同法第25条第1項の規定による事業環境整備費の作成																		
		6 同法第26条第1項の規定による中期的支費規程の認定																		
		7 同法第27条第2項の規定による改善命令及び認定の取消し等																		
七	中小企業支援法(昭和18年法律第147号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による中小企業支援事業の開始に関する計画の策定																		
		2 同法第7条の規定による特定支援事業を行わせる法人の指定																		
		3 同法第8条第2項の規定による改善命令及び指定の取消し等																		
八	地方自治法施行規則(昭和22年省令第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第12条の3の2第11項の規定による新商品の生産により新たな事業の開始を認める者(以下「新事業開始事業者」という。)の認定																		
		2 同令第12条の3の2第31項の規定による変更後の実施計画の承認																		
		3 同令第12条の3の2第41項の規定による新事業開始事業者の取消し																		
九	その他の事務	1 企業鑑定に係る事務																		
市場開拓室	略																			
企画総務部	一 農産改良助長法(昭和23年法律第165号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第7項の規定による実施方針の制定又は変更に係る農林大臣との協議																		
		2 同法第7条第8項の規定による実施方針の制定又は変更に基づいての農林大臣への報告																		
	二 農産機械化促進法(昭和28年法律第252号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の3第1項の規定による特定高生産農産機械導入計画の策定及び同法第41項の規定による導入計画の公表																		
	三 鳥取県優良普及員資格認定条例	1 同条例別表第21項の規定による合格證書の交付																		
市場開拓室	略																			

<p>を廃止する 条例（平成 16年鳥取県 条例第54 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務</p>														
<p>四 鳥取県林 業改良指導 員資格試験 条例を廃止 する条例 （平成16年 鳥取県条例 第5号）に 基づく知事 の権限に属 する事務</p>	<p>1 同条例別表第21項 の規定による合格証 書の再交付</p>													
<p>五 その他の 事務</p>	<p>1 補助金及び会計に 関する事務 （一） 農林総合研究 所長の名において 処理することが適 当であり、農林水 産部限外別に定め るもの （二） 病害虫防除所 の予算執行に關す る事務</p>													
	<p>2 公有財産に関する 事務（農林総合研究 所の庁舎又は構内に おけるものに限 る。） （一） 普通倉庫の貸 付又は借賃の借 受のうち移譲な もの （二） 行商庫の使用 許可及び行商庫財 産の貸付料の賦 課のうち移譲な もの （三） 公有財産の登 記又は登録 （四） 公有財産の用 途の変更、原形 の変更又は用途の廃 止のうち移譲な もの （五） 鳥取県立財 産の創設等に關す る基本条例に基づ く知事の権限に属 する事務のうち次 に掲げるもの （1） 同条例第17 条第21項の規定 による特種仕願 若しくは特種賃 受ける権利の承 継の届出又は特 種賃の形質の登 録 （2） 同条例第22 条第1項の規定 による特種賃の 実施の届出</p>													
	<p>3 庁舎管理に關する 事務（農林総合研究 所の庁舎又は構内に おけるものに限る。） （一） 鳥取県庁内取 締に關する規則に 基づく知事の権限 に屬する事務のう ち次に掲げるもの （1） 同規則第3 条第11項の規定 による物件販売 等の許可 （2） 同規則第6</p>													

		<p>条の規定による必要措置の命令</p> <p>(二) 県有建物に関する広告物取扱い規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 同条例第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可</p> <p>(2) 同条例第5条ただし書の規定による(1)の許可の取消し</p> <p>(三) 鳥取県鳥居地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書のはり付け</p> <p>(2) 同条例第4条第2項の規定による警察署への通報</p> <p>(3) 同条例第4条第3項の規定による違反の解錠及び車内の調査</p> <p>(4) 同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移動及び保管</p> <p>(5) 同条例第5条第2項の規定による移動等の通知及びその旨の公示</p> <p>(6) 同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の勧告</p> <p>(7) 同条例第6条第2項の規定による勧告に従うことの命令</p> <p>(8) 同条例第7条第1項の規定による違反の認定</p> <p>(9) 同条例第7条第2項の規定による告示</p> <p>(10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分</p> <p>(11) 同条例第8条第2項の規定による告示</p> <p>(12) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分</p> <p>(13) 同条例第9条の規定による費用の請求</p>									
農 業 試 験	鳥取県農業試験場	1	同条例第4条の規定による手数料の減免								



<p>場</p>	<p>鳥取県条例第1号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>2 同条例別表の規定による手数料の徴収の決定</p>																																				
	<p>二 その他の事務</p>	<p>1 庁舎管理に関する事務(農業試験場の庁舎又は構内におけるものを限る。)                  (一) 鳥取県庁内取組に関する規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次は掲げるもの                  (1) 同条例第3条第1項の規定による物品販売等の許可                  (2) 同条例第6条の規定による必要な措置の命令                  (二) 県有建物に関する広告物取組規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次は掲げるもの                  (1) 同条例第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可                  (2) 同条例第5条ただし書の規定による(1)の許可の取扱い                  (三) 鳥取県県有地等における自動車等の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次は掲げるもの                  (1) 同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書のはり付け                  (2) 同条例第4条第2項の規定による警察署への通報                  (3) 同条例第4条第3項の規定による違反の解錠及び車内の調査                  (4) 同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移動及び保管                  (5) 同条例第5条第2項の規定による移動等の通知及びその旨の公示                  (6) 同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の勧告                  (7) 同条例第6条第2項の規定による勧告に従うことの命令                  (8) 同条例第7条第1項の規定による随分の認定                  (9) 同条例第7条第2項の規定</p>																																				

		による告示 (10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分 (11) 同条例第8条第2項の規定による告示 (12) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分 (13) 同条例第9条の規定による費用の請求												
畜産試験場	一 飼料の安全性の確保及び汚穢の改善に関する法事に基づく知事の権限に属する事務(栄養成分に係るものに限る。)	1 同法第6条第2項又は第3項の規定による販売業者等からの業務に関する報告の取扱い												
		2 同法第6条第2項又は第3項の規定による販売業者等の事業者への立ち入り検査等の実施												
二	飼料の安全性の確保及び汚穢の改善に関する法事に関する令第1条の規定により知事の権限に属する事務とされた飼料の安全性の確保及び汚穢の改善に関する法事に基づく知事の権限に属する事務(栄養成分に係るものに限る。)	1 同法第6条第1項又は第2項の規定による製造業者等からの業務に関する報告の取扱い												
		2 同法第6条第1項の規定による生業業者等の事業者への立ち入り検査等の実施												
三	その他の事務	1 庁舎管理に関する事務(畜舎・汚穢等の庁舎又は構内におけるものに限る。) (一) 鳥取県庁内取組に関する規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次は掲げるもの (1) 同条例第3条第1項の規定による物品販売等の許可 (2) 同条例第6条の規定による必要な措置の命令 (二) 県有建築物に関する広告物掲設規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次は掲げるもの (1) 同令第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可 (2) 同令第5条ただし書の規定による(1)の許可の取消 (三) 鳥取県畜舎管理規則に基づく知事の権限に属する												

	<p>事務のうち畜産試験場の宿舎に係るもの</p> <p>(四) 鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書のばり付け</p> <p>(2) 同条例第4条第2項の規定による警察署への通報</p> <p>(3) 同条例第4条第3項の規定による施設の解体及び車内の調査</p> <p>(4) 同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移譲及び保管</p> <p>(5) 同条例第5条第2項の規定による移動等の通知及びその旨の公示</p> <p>(6) 同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の勧告</p> <p>(7) 同条例第6条第2項の規定による勧告に従うことの命令</p> <p>(8) 同条例第7条第1項の規定による雑沓の認定</p> <p>(9) 同条例第7条第2項の規定による告示</p> <p>(10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分</p> <p>(11) 同条例第8条第2項の規定による告示</p> <p>(12) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分</p> <p>(13) 同条例第9条の規定による費用の請求</p>																								
	<p>3 鳥取県畜舎管理規則に基づく知事の権限に属する事務のうち畜産試験場の宿舎に係るもの(同規則第1条第1項の規定による宿舎に係る貸付料の決定を除く。)</p>																								
<p>中 小 家 畜 試 験 場</p>	<p>1 畜舎管理に関する事務(中小畜産試験場の庁舎又は構内におけるものに限る。)</p> <p>(一) 鳥取県庁内取組に関する規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p>																								

(1) 同条例第3 条第1項の規定 による物販販売 等の許可										
(2) 同条例第6 条の規定による 必要措置の命 令										
(二) 県有建物に關 する広告物掲載 規程に基づく知事 の権限に属する事 務のうち次に掲げ るもの										
(1) 同条例第1 条の規定による 広告物の表示又 はこれに関する 物件の設置の許 可										
(2) 同条例第5 条ただし書の規 定による(1)の 許可の取消し										
(三) 鳥取県農有地 等における自動車 の放置に対する措 置に関する条例に 基づく知事の権限 に属する事務のうち 次に掲げるもの										
(1) 同条例第4 条第11項の規定 による放置自動 車の状況等の調 査及び警告書の はり付け										
(2) 同条例第4 条第21項の規定 による警察署へ の通報										
(3) 同条例第4 条第31項の規定 による違反の解 錠及び車内の調 査										
(4) 同条例第5 条第11項の規定 による放置自動 車の移動及び保 管										
(5) 同条例第5 条第21項の規定 による移動等の 通知及びその旨 の公示										
(6) 同条例第6 条第11項の規定 による放置自動 車の撤法等の通 告										
(7) 同条例第6 条第21項の規定 による制当に従 うことの命令										
(8) 同条例第7 条第11項の規定 による難物の認 定										
(9) 同条例第7 条第21項の規定 による告示										
(10) 同条例第8 条第11項の規定 による放置自動 車の処分										
(11) 同条例第8 条第21項の規定 による告示										
(12) 同条例第8 条第31項の規定 による放置自動 車の処分										
(13) 同条例第9 条の規定による 費用の請求										

林業試験場	鳥取県林業推進手数軽減条例(平成8年鳥取県条例第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による手数軽減の減免															
		2 同条例第5条の規定による手数軽減の還付															
		3 同条例別表の規定による使用済手数料の額の決定															
鳥取県林業推進手数軽減条例施行規則(平成8年鳥取県規則第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条の規定による譲渡の承諾																
	2 同規則第3条第3項の規定による供付物件の届出の要請																
	3 同規則第4条の規定による譲渡手帳の交付																
	4 同規則第5条第1項の規定による機械器具の使用の許可																
	5 同規則第6条の規定による譲渡の承諾等の取消し																
	6 同規則第7条の規定による手数軽減の減免																
	7 同規則第8条の規定による手数軽減の還付																
鳥取県立二十世紀の森の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年鳥取県条例第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による林業技術実習場の利用許可																
鳥取県立二十世紀の森管理規則(昭和三十九年鳥取県規則第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1 全ての事務																
その他の事務	1 林業推進のための士会の使用借借の契約の締結(収益の分配を伴うものを除く。)																
	2 森林病害発生消滅調査事業及びその実施関係に基づく森林病害発生消滅調査の実施																
	3 庁舎管理に関する事務(林業推進易の庁舎又は構内におけるものに限る。) (一) 鳥取県庁が取組に関する規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次は掲げるもの (1) 同規則第3条第1項の規定による物産販売																

	<p>等の許可  (2) 同条例第6条の規定による必要措置の命令  (二) 県有建物に関する広告物掲載規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの  (1) 同条例第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可  (2) 同条例第5条ただし書の規定による(1)の許可の取消し  (三) 鳥取県県有地等における自動車等の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの  (1) 同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書のはり付け  (2) 同条例第4条第2項の規定による警察署への通報  (3) 同条例第4条第3項の規定による放置の解除及び車内の調査  (4) 同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移動及び保管  (5) 同条例第5条第2項の規定による移動等の通知及びその旨の公示  (6) 同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の通知  (7) 同条例第6条第2項の規定による趣旨に従うことの命令  (8) 同条例第7条第1項の規定による随々の認定  (9) 同条例第7条第2項の規定による告示  (10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分  (11) 同条例第8条第2項の規定による告示  (12) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分  (13) 同条例第9条の規定による費用の請求</p>												
水一 漁業法 産 (昭和24年)	略												
水一 漁業法 産 (昭和24年)	略												

課	法律第267号)に基づく知事の権限に属する事務	12 同法第6条第1項の規定による漁業の許可 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																		境港市水産事務所長	
	略																				
二	漁船法(昭和三十五年法律第178号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項又は第21項の規定による動力漁船の建造、船舶の動か漁船への改造又は操船の動か漁船への取用の許可 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																		境港市水産事務所長	
		2 同法第4条第6項の規定による動か漁船の建造、船舶の動力漁船への改造又は船舶の動か漁船への転用の許可 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																			境港市水産事務所長
		3 同法第6条第2項の規定による動か漁船の建造等の許可の有効期間の延長 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																			境港市水産事務所長
		略																			
	5 同法第8条の規定による動か漁船がしゅん工した場合は等の認定 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																				境港市水産事務所長
	6 同法第10条第1項の規定による船舶の登録 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																				境港市水産事務所長
	7 同法第12条第1項又は第31項の規定による船舶の登録の交付又は再交付 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																				境港市水産事務所長
	8 同法第13条の規定による船舶の登録票の発給 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																				境港市水産事務所長

課	法律第267号)に基づく知事の権限に属する事務	12 同法第6条第1項の規定による漁業の許可 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																		境港市水産事務所長	
	略																				
二	漁船法(昭和三十五年法律第178号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項又は第21項の規定による動力漁船の建造、船舶の動か漁船への改造又は操船の動か漁船への取用の許可 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																		境港市水産事務所長	
		2 同法第4条第6項の規定による動か漁船の建造、船舶の動力漁船への改造又は船舶の動か漁船への転用の許可 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																			境港市水産事務所長
		3 同法第6条第2項の規定による動か漁船の建造等の許可の有効期間の延長 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																			境港市水産事務所長
		略																			
	5 同法第8条の規定による動か漁船がしゅん工した場合は等の認定 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																				境港市水産事務所長
	6 同法第10条第1項の規定による船舶の登録 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																				境港市水産事務所長
	7 同法第12条第1項又は第31項の規定による船舶の登録の交付又は再交付 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																				境港市水産事務所長
	8 同法第13条の規定による船舶の登録票の発給 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																				境港市水産事務所長

略									
10	同法第7条第31項の規定による漁船の変更の登録 (一) 境港市庁事務所 所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの								境港市庁事務所長
略									
12	同法第21条の規定による漁船の登録の謄本の交付 (一) 境港市庁事務所 所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの								境港市庁事務所長
略									
三	鳥取県漁船法第26条第1項の規定による認定通知書の交付 (昭和三十六年鳥取県規則第20号)に基づき知事の権限に属する事務								境港市庁事務所長
四	小笠原船の総トン数の測定に関する政令(昭和三十八年政令第259号)に基づく知事の権限に属する事務								境港市庁事務所長
略									
十一	鳥取県海産物漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)に基づく知事の権限に属する事務								境港市庁事務所長
略									
3	同規則第12条第1項の規定による漁業の許可の変更の許可 (一) 境港市庁事務所 所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの								境港市庁事務所長
4	同規則第15条の規定による許可証の書換え交付及び再交付 (一) 境港市庁事務所 所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの								境港市庁事務所長
略									
6	同規則第18条第1項の規定による漁業の認可の変更の許可 (一) 境港市庁事務所 所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの								境港市庁事務所長

略									
10	同法第7条第31項の規定による漁船の変更の登録 (一) 境港市庁事務所 所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの								境港市庁事務所長
略									
12	同法第21条の規定による漁船の登録の謄本の交付 (一) 境港市庁事務所 所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの								境港市庁事務所長
略									
三	鳥取県漁船法第26条第1項の規定による認定通知書の交付 (昭和三十六年鳥取県規則第20号)に基づき知事の権限に属する事務								境港市庁事務所長
四	小笠原船の総トン数の測定に関する政令(昭和三十八年政令第259号)に基づく知事の権限に属する事務								境港市庁事務所長
略									
十一	鳥取県海産物漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)に基づく知事の権限に属する事務								境港市庁事務所長
略									
3	同規則第12条第1項の規定による漁業の許可の変更の許可 (一) 境港市庁事務所 所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの								境港市庁事務所長
4	同規則第15条の規定による許可証の書換え交付及び再交付 (一) 境港市庁事務所 所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの								境港市庁事務所長
略									
6	同規則第18条第1項の規定による漁業の認可の変更の許可 (一) 境港市庁事務所 所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの								境港市庁事務所長



	7	同規則第19条第1項の規定による起業の認可に基づく漁業の許可 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																境港市水産事務所長
	略																	
略																		
十四 遊船	1	遊船業の適正化に関する法律第3条第1項の規定による遊船業の登録 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																境港市水産事務所長
	2	同法第3条第2項の規定による遊船業の登録の更新 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																境港市水産事務所長
	3	同法第10条の規定による遊船業の登録の抹消 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																境港市水産事務所長
十五-二十 略																		
二十一 農林土木	1	農林土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対簿総額計金額(請負契約の対象となる部分の総額)をいう。水産課の頁の二十一から二十三までにおいて同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対簿総額計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸漁業整備事業に係るもの ロ イ以外のもの																鳥取県水産事務所長 総合事務所長
	2	農林土木工事に係る設計の変更 (一) 請負対簿総額計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対簿総額計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に																

	7	同規則第19条第1項の規定による起業の認可に基づく漁業の許可 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																境港市水産事務所長
	略																	
略																		
十四 遊船	1	遊船業の適正化に関する法律第3条第1項の規定による遊船業の登録 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																境港市水産事務所長
	2	同法第3条第2項の規定による遊船業の登録の更新 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																境港市水産事務所長
	3	同法第10条の規定による遊船業の登録の抹消 (一) 境港市水産事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの																境港市水産事務所長
十五-二十 略																		



6 農林土木工事に係る土地 水価等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸魚鱉産卵場建設に係るもの (2) (1)以外のもの									鳥取県農務所長 総合事務所長
7 農林土木工事に係る施設又は監査の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸魚鱉産卵場建設に係るもの (2) (1)以外のもの									鳥取県農務所長 総合事務所長
8 予定価格が100万円未満の工事材料の購入並びに予定価格が10万円未満の機械及び器具の購入 借入れ及び修繕 (一) 東部地区沿岸魚鱉産卵場建設に係るもの (二) (一)以外のもの									鳥取県農務所長 総合事務所長
9 農林土木工事の施行のための土地の取得及び貸与並びに地上権 地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他地上に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結 (一) 東部地区沿岸魚鱉産卵場建設に係るもの (二) (一)以外のもの									鳥取県農務所長 総合事務所長
10 不動産登記法に基づく不動産の登記 (一) 東部地区沿岸魚鱉産卵場建設に係るもの (二) (一)以外のもの									鳥取県農務所長 総合事務所長
11 農林水産部の所管に係る土地及び海面									







	に係るもの イ 東部地区沿岸海陸並進構築業に係るもの ロ イ以外のもの										鳥取港等事務所長 総合事務所長
9	同規則第20条第1項の規定による工事の監査の命令 (一) 東部地区沿岸海陸並進構築業に係るもの (二) (一)以外のもの										鳥取港等事務所長 総合事務所長
10	同規則第23条第1項又は第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対価総額十金銭が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対価総額十金銭が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸海陸並進構築業に係るもの (2) (1)以外のもの										鳥取港等事務所長 総合事務所長
11	同規則第26条第7項 第3条後段 第39条第5項 第40条後段又は第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対価総額十金銭が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対価総額十金銭が5億円未満の工事に係るもの (1) 工費額が2億円以上の工事に係るもの (2) 工費額が2億円未満の工事に係るもの イ 東部地区沿岸海陸並進構築業に係るもの ロ イ以外のもの										鳥取港等事務所長 総合事務所長
12	同規則第26条第7項後段 第37条後段 第40条後段又は第40条の2第3項(同規則第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定 (一) 請負対価総額十金銭が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対価総額十金銭が5億円未満の工事に係るもの (1) 工費額が2億円以上の工事に係るもの (2) 工費額が2億円未満の工事に係るもの										
13	同規則第28条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対価総額十金銭が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対価総額十金銭が5億円未満										

<p>の工事に係るもの                  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                  (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの                  イ 東部地区沿岸海墾整備事業に係るもの                  ロ イ以外のもの</p>														<p>鳥取県専務所長                  総合事務所長</p>
<p>14 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等                  (一) 請負対価総額が5億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対価総額が5億円未満の工事に係るもの                  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                  (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの                  イ 東部地区沿岸海墾整備事業に係るもの                  ロ イ以外のもの</p>													<p>鳥取県専務所長                  総合事務所長</p>	
<p>15 同規則第40条の2第1項又は第2項の規定による工事の施工の一時中止                  (一) 請負対価総額が5億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対価総額が5億円未満の工事に係るもの                  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                  (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの                  イ 東部地区沿岸海墾整備事業に係るもの                  ロ イ以外のもの</p>													<p>鳥取県専務所長                  総合事務所長</p>	
<p>16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認                  (一) 請負対価総額が5億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対価総額が5億円未満の工事に係るもの                  (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの                  (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの                  イ 東部地区沿岸海墾整備事業に係るもの                  ロ イ以外のもの</p>													<p>鳥取県専務所長                  総合事務所長</p>	
<p>17 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求                  (一) 請負対価総額が5億円以上の工事に係るもの                  (二) 請負対価総額が5億円未満の工事に係るもの</p>														



<p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 東部地区沿岸避難準備事業に係るもの ロ イ以外のもの</p>																		鳥取県事務局長 総合事務所長
<p>18 同規則第22条第2項の規定による通常必要とされる工期ごたぬ 工期への変更の要求 (一) 請負見積額十金銭が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負見積額十金銭が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 東部地区沿岸避難準備事業に係るもの ロ イ以外のもの</p>																		鳥取県事務局長 総合事務所長
<p>19 同規則第23条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 請負見積額十金銭が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負見積額十金銭が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>																		
<p>20 同規則第24条の規定による請負代金の額の変更の決定 (一) 請負見積額十金銭が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負見積額十金銭が5億円未満の工事に係るもの</p>																		
<p>21 同規則第25条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負見積額十金銭が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負見積額十金銭が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>																		
<p>22 同規則第26条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 東部地区沿岸避難準備事業に係るもの</p>																		鳥取県事務局長

(二) (一)以外のもの										総合事務所長
23 同規則第4条第1項の規定による建築計画図書の変更の決定 (一) 請負対象額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの										
24 同規則第22条第1項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事成績検査の委託 (一) 請負対象額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの										
25 同規則第7条第1項の規定による工事に係るもの (一) 請負対象額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 東出地区沿岸海防整備事業に係るもの ロ イ以外のもの										鳥取港湾事務所長 総合事務所長
26 同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 請負対象額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの										
27 同規則第20条第1項の規定によるかしの修補及び見直し費の賠償の請求 (一) 請負対象額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額が5億円未満の工事に係るもの										

28	同規則第20条第2項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対価総額が金銭が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対価総額が金銭が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸魚貝豊殖事業に係るもの (2) (1)以外のもの									鳥取港湾事務所長 総合事務所長
29	同規則第20条第2項の規定による前金払に係る認定 (一) 東部地区沿岸魚貝豊殖事業に係るもの (二) (1)以外のもの									鳥取港湾事務所長 総合事務所長
30	同規則第21条第2項の規定による請負代金の前金払 (一) 請負対価総額が金銭が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対価総額が金銭が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸魚貝豊殖事業に係るもの (2) (1)以外のもの									鳥取港湾事務所長 総合事務所長
31	同規則第26条第1項の規定による工事の出来納区分等の確認 (一) 東部地区沿岸魚貝豊殖事業に係るもの (二) (一)以外のもの									鳥取港湾事務所長 総合事務所長
32	同規則第28条第4項の規定による請負代金の返付払 (一) 請負対価総額が金銭が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対価総額が金銭が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸魚貝豊殖事業に係るもの (2) (1)以外のもの									鳥取港湾事務所長 総合事務所長
33	同規則第7条第1項の規定による請負代金の付戻受領の承認 (一) 請負対価総額が金銭が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対価総額が金銭が2億円未満の工事に係るもの (1) 東部地区沿岸魚貝豊殖事業に係るもの (2) (1)以外のもの									鳥取港湾事務所長 総合事務所長
34	同規則第20条第1項又は第70条第1項の規定による請負契									

											約の解除 (一) 請負対簿総額計金額が5億円以上の工事ご係るもの (二) 請負対簿総額計金額が2億円以上5億円未満の工事ご係るもの (三) 請負対簿総額計金額が2億円未満の工事ご係るもの (1) 東部地区沿岸魚豊整構事業ご係るもの (2) (1)以外のもの	鳥取港湾事務所長 総合事務所長
											36 同規則第2条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対簿総額計金額が2億円以上の工事ご係るもの (二) 請負対簿総額計金額が2億円未満の工事ご係るもの (1) 東部地区沿岸魚豊整構事業ご係るもの (2) (1)以外のもの	鳥取港湾事務所長 総合事務所長
											36 同規則第2条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一) 請負対簿総額計金額が5億円以上の工事ご係るもの (二) 請負対簿総額計金額が2億円以上5億円未満の工事ご係るもの (三) 請負対簿総額計金額が2億円未満の工事ご係るもの (1) 東部地区沿岸魚豊整構事業ご係るもの (2) (1)以外のもの	鳥取港湾事務所長 総合事務所長
											37 同規則第2条の3第1項の規定による追加資材者の配置の要求 (一) 請負対簿総額計金額が2億円以上の工事ご係るもの (二) 請負対簿総額計金額が2億円未満の工事ご係るもの (1) 東部地区沿岸魚豊整構事業ご係るもの (2) (1)以外のもの	鳥取港湾事務所長 総合事務所長
											38 同規則第2条の5第1項の規定による工事現場の施工体制に係る実視調査の実施 (一) 請負対簿総額計金額が2億円以上の工事ご係るもの (二) 請負対簿総額計金額が2億円未満の工事ご係るもの (1) 東部地区沿岸魚豊整構事業ご係るもの (2) (1)以外のもの	鳥取港湾事務所長 総合事務所長
二十四 漁港 魚豊整構法	1										同法第24条第1項後段の規定による土	

施行令（昭和25年政令第239号）第28条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた漁筏・魚網・魚籠等に関する事務

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第4（第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係）

庶務系中局の別当事務に係る事務処理権限

所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分								地方機 関の長 の名称
		専 決 権 者				委 任 決 断 者				
		知事	部長	局長	課長	知事	部長	局長	課長	
指導管理課	一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務 二 地方自治法施行令に基づく知事の権限に属する事務									
三 略										
四 鳥取県会計規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条の3第4項の規定による分田出納等に関する事務の承認 2 同規則第4条第2項の規定による出納簿の取替による事務所への繰金の交付の承認									
五 県有建物に関する広告知事権限に属する事務（本庁の庁舎又は構内におけるものに限る。）	1 同規則第1条の規定による広告知事権限に属する事務 2 同規則第5条ただし書の規定による1の許可の取替									
集中業務課	一 地方自治法施行令に基づく知事の権限に属する事務									
二	同令第160条の2第1項第2号に掲げる経費、集中業務（鳥取県用品調達等集中管理業務）の取扱い及び用印等の範囲を定める規則第2条第5号から第8号までに掲げる事務及び第10号（知事部本庁各課（行旅出張等）自治研修所、衛生環境研究所、消費									

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第4（第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係）

庶務系中局の別当事務に係る事務処理権限

所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分								地方機 関の長 の名称
		専 決 権 者				委 任 決 断 者				
		知事	部長	局長	課長	知事	部長	局長	課長	
指導管理課	一 地方自治法（昭和22年政令第16号）に基づく知事の権限に属する事務 二 略									
三 鳥取県会計規則（昭和25年鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務										
四 略										
集中業務課	一 地方自治法（昭和22年政令第16号）に基づく知事の権限に属する事務									
二	同令第160条の2第1項第2号に掲げる経費、集中業務（鳥取県用品調達等集中管理業務）の取扱い及び用印等の範囲を定める規則第2条第5項から第8号に掲げる事務をいう。以下同じ。）及び物品（知事が別に定めるものを除く。以下3及び61にお									

	生活センター、農業大学校及び農林総合研究所に係るものを除く。)又は労働委員会事務局の事務職員として行う事務に限る。以下同じ。)に付する事務をいう。以下同じ。)及び物品(知事が別に定めるものを除く。以下3及び61において同じ。)に係る歳入金金の額定(一)及び(二) 略		いて同じ。)に係る歳入金金の額定(一)及び(二) 略
	略		略
	略		略
六 その他の事務	略		略
	2 集中化事務及び用品に係る支出命令 (一) 略 (二) (一)以外のもの (1) 略 (2) 1件1,000万円未満のもの イ ロ以外のもの ロ 1件20万円未満のもの(鳥取県用品調達等集中管理事業定期採算計で取扱いする用品等の範囲を定める規則第2条第10号に係る事務を行う場合に限る。)	—	2 集中化事務及び用品に係る支出命令 (一) 略 (二) (一)以外のもの (1) 略 (2) 1件1,000万円未満のもの
		—	

  

別表第5(第6条、第11条関係) 工事検査に係る決裁権者及び事務処理権限の区分	別表第5(第6条、第11条関係) 工事検査に係る決裁権者及び事務処理権限の区分																																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="3">種 類</th> <th colspan="4">事務処理権限の区分</th> </tr> <tr> <th colspan="4">委任決裁権者</th> </tr> <tr> <th>行政監察監</th> <th>建設事業評価室長</th> <th>米子工務所 検査事務所長</th> <th>検査員</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種 類	事務処理権限の区分				委任決裁権者				行政監察監	建設事業評価室長	米子工務所 検査事務所長	検査員	略					<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="3">種 類</th> <th colspan="4">事務処理権限の区分</th> </tr> <tr> <th colspan="4">委任決裁権者</th> </tr> <tr> <th>行政監察監</th> <th>建設事業評価室長</th> <th>工務所 出張所長</th> <th>検査員</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種 類	事務処理権限の区分				委任決裁権者				行政監察監	建設事業評価室長	工務所 出張所長	検査員	略				
種 類		事務処理権限の区分																																			
		委任決裁権者																																			
	行政監察監	建設事業評価室長	米子工務所 検査事務所長	検査員																																	
略																																					
種 類	事務処理権限の区分																																				
	委任決裁権者																																				
	行政監察監	建設事業評価室長	工務所 出張所長	検査員																																	
略																																					

第2条 鳥取県事務処理権限規則の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																														
別表第4(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 庶務集中局の個別事項に係る事務処理権限	別表第4(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係) 庶務集中局の個別事項に係る事務処理権限																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">所 属</th> <th rowspan="2">事 項</th> <th colspan="3">事務処理権限の区分</th> <th rowspan="2">地方機関の長の名称</th> </tr> <tr> <th>専 決 権 者</th> <th>委 任 決 裁 権 者</th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所 属	事 項	事務処理権限の区分			地方機関の長の名称	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者								<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">所 属</th> <th rowspan="2">事 項</th> <th colspan="3">事務処理権限の区分</th> <th rowspan="2">地方機関の長の名称</th> </tr> <tr> <th>専 決 権 者</th> <th>委 任 決 裁 権 者</th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所 属	事 項	事務処理権限の区分			地方機関の長の名称	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者							
所 属			事 項	事務処理権限の区分			地方機関の長の名称																								
	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者																													
所 属	事 項	事務処理権限の区分			地方機関の長の名称																										
		専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者																												

名 種 類	内 容	知事									
			部長	局長	課長	会 計 担 当 職 員	集 中 化 業 務 大 機 関 の 長	地 方 機 関 の 長	部長	局長	課長
略											
集 中 業 務 課	略										
六	その他の事務	1及び2 略									
	3	知事部本庁 (行旅如数局自治 研修所、後住環 境形所、消費生 活センター、農業 大学及び農林総 合研修所に係るも のを除く。)及び 労働委員会事務局 における委託、役 務及び賃借契約 (予定価格が20万 円以上のものに限 る。)に係る競争 入札(総合評価方 式によるものを除 く。)の執行又は 随時契約(2人以 上の者から見書 を徴するものに限 り、プロポーザル 方式によるものを 除く。)による機 会の見書の提出 (1) 1件2,000 万円以上のもの (2) 1件2,000 万円未満のもの									

( 医師法施行細則の一部改正 )

第 3 条 医師法施行細則(昭和24年鳥取県規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第 1 条 医師法(昭和23年法律第201号。以下「法」という。)第 6 条第 3 項の規定による <u>届出</u> はその住所地を <u>所管する総合事務所長</u> を経由しなければならない。	第 1 条 医師法(昭和23年法律第201号。以下「法」という。)第 6 条第 3 項の規定による <u>届け出</u> はその住所地を <u>管轄する保健所の長</u> を経由しなければならない。

( 歯科医師法施行細則の一部改正 )

第 4 条 歯科医師法施行細則(昭和24年鳥取県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第 1 条 歯科医師法(昭和23年法律第202号。以下「法」という。)第 6 条第 3 項の規定による <u>届出</u> は	第 1 条 歯科医師法(昭和23年法律第202号。以下「法」という。)第 6 条第 3 項の規定による <u>届け出</u>

その住所地を所管する総合事務所長を経由しなければならぬ。	はその住所地を管轄する保健所の長を経由しなければならぬ。
------------------------------	------------------------------

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第5条 保健師助産師看護師法施行細則(昭和56年鳥取県規則第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(申請書等の経由)</p> <p>第13条 法、政令、省令(第27条の規定を除く。)又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類(知事を経由するものを含む。)は、県内で業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師にあっては就業地、その他の者であつて、県内に住所を有するものにあつては住所地を所管する総合事務所長を経由して提出しなければならない。</p>	<p>(申請書等の経由)</p> <p>第13条 法、政令、省令(第27条の規定を除く。)又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類(知事を経由するものを含む。)は、県内で業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師にあっては就業地、その他の者であつて、県内に住所を有するものにあつては住所地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。</p>

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第6条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和28年鳥取県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(書類の経由)</p> <p>第11条 法、省令及びこの規則の定めるところにより知事に提出する申請書、届書その他の書類は、それぞれ麻薬業務所、向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等の所在地を所管する総合事務所長を経由しなければならない。</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第11条 法、省令及びこの規則の定めるところにより知事に提出する申請書、届書その他の書類は、それぞれ麻薬業務所、向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。</p>

(薬剤師法施行細則の一部改正)

第7条 薬剤師法施行細則(昭和37年鳥取県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、令、省令及びこの規則に定めるところにより、知事に提出する届書は2通、厚生労働大臣に</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、令、省令及びこの規則に定めるところにより、知事に提出する届書は、2通、厚生労働大臣</p>



<p>提出する申請書、届書その他の書類は3通を作成し、<u>住所地を所管する総合事務所長</u>を経由して提出しなければならない。</p> <p>第2号様式（第4条関係） 薬剤師住所変更届</p> <p>1 変更前の住所 2 変更後の住所 3 薬剤師名簿登録番号及び登録年月日</p> <p>上記のとおり住所の変更を届けます。 年 月 日 氏名 年 月 日生 鳥取県知事 様</p> <p>備考 他の都道府県から転居した者は、<u>住所地を所管する総合事務所</u>で免許証の照合を受けること。</p>	<p>に提出する申請書、届書その他の書類は3通を作成し、<u>住所地の所管保健所長</u>を経由して提出しなければならない。</p> <p>第2号様式（第4条関係） 薬剤師住所変更届</p> <p>1 変更前の住所 2 変更後の住所 3 薬剤師名簿登録番号及び登録年月日</p> <p>上記のとおり住所の変更を届けます。 年 月 日 氏名 年 月 日生 鳥取県知事 様</p> <p>備考 他の都道府県から転居した者は、<u>所轄保健所</u>で免許証の照合を受けること。</p>
---	--

（毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正）

第8条 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和55年鳥取県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前		
<p>（申請書等の経由及び提出部数）</p> <p>第16条 法、政令、省令又はこの規則の規定により、知事を経由し、又は知事に提出する申請書、届書その他の書類は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる所在地等を<u>所管する総合事務所長</u>を経由しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略	<p>（申請書等の経由及び提出部数）</p> <p>第16条 法、政令、省令又はこの規則の規定により、知事を経由し、又は知事に提出する申請書、届書その他の書類は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に掲げる所在地等を<u>管轄する保健所長</u>を経由しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略
略			
略			

（栄養士法施行細則の一部改正）

第9条 栄養士法施行細則（平成14年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（書類の経由）</p> <p>第6条 政令によって知事に提出する書類は、<u>住所地</u></p>	<p>（書類の経由）</p> <p>第6条 政令によって知事に提出する書類は、<u>保健所</u></p>

<p>を所管する総合事務所長を経由しなければならない。</p>	<p>長を経由しなければならない。</p>
---------------------------------	-----------------------

(健康増進法施行細則の一部改正)

第10条 健康増進法施行細則(平成15年鳥取県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由) 第4条 法の規定により知事に提出する書類は、<u>特定給食施設の所在地を所管する総合事務所長</u>を経由して提出しなければならない。</p>	<p>(書類の経由) 第4条 法の規定により知事に提出する書類は、<u>保健所長</u>を経由して提出しなければならない。</p>

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第11条 鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(契約の相手方の資格) 第4条 工事の請負契約(以下「請負契約」という。)の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事情がある場合において、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項又は第6項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置された部局長等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。)が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(契約の相手方の資格) 第4条 工事の請負契約(以下「請負契約」という。)の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事情がある場合において、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項又は第5項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置された部局長等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。)が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。</p>

(鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正)

第12条 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設定)</p> <p>第4条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項又は第6項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置される部局長等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定める建設工事の請負契約及び測量等業務の委託契約(第15条第2項、第34条及び第36条において「建設工事等の契約」という。)の入札者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を、建設工事の種別(別表第1の建設業の許可区分の欄に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ発注工種の欄に定める工種をいう。以下「発注工種」という。)又は測量等業務の種別(別表第2に定める業務をいう。)ごとに定めるものとする。</p>	<p>(設定)</p> <p>第4条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項又は第5項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置される部局長等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定める建設工事の請負契約及び測量等業務の委託契約(第15条第2項、第34条及び第36条において「建設工事等の契約」という。)の入札者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を、建設工事の種別(別表第1の建設業の許可区分の欄に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ発注工種の欄に定める工種をいう。以下「発注工種」という。)又は測量等業務の種別(別表第2に定める業務をいう。)ごとに定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。